

第 33 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時 平成 30 年 6 月 29 日（金） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

場 所 大磯町保健センター 2 階研修室

出席者 委員 23 名中、出席 21 名（うち代理者 2 名）

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
事業者 4 事業者

- ・ 特定非営利活動法人 移送サービスいせはら（伊勢原市）
- ・ 一般社団法人 桜花（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人 ハーモニーケア（秦野市）
- ・ 特定非営利活動法人 サポートかけ橋（二宮町）
- ・ 特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会（平塚市）

公開の可否 公開

傍聴者数 0 名

審議の経過

1 開会

2 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）
の規定に基づき報告

- (1) 要綱第 8 条第 1 項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第 8 条第 4 項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数 23 名、過半数 12 名、出席委員 21 名(代理出席を含む)

3 議事

(事務局)

それでは、ここからの進行につきましては、要綱第 6 条第 3 項よりまして、
鈴木会長に議長をお願いいたします。

(議長)

議題 1 「道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について」協議いた
します。伊勢原市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 移送サービスいせは
ら」の新規登録申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいまの「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の申請内容につ
いて説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問はあ

りませんか。

(委員)

資料の申請団体の名称部分ですが、「移送サービスいせはら」ではなく机上配布分の資料の登記事項証明書に記載のある「特定非営利活動法人移送サービスいせはら」という名称に変更すべきではないかと思います。

(事業者)

正式な名称に変更いたします。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人移送サービスいせはら 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、お諮りいたします。ご意見等ありますでしょうか。

では、本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、承認とすることと決しました。では、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 移送サービスいせはら 入室】

(議長)

「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された、道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請については、承認いたします。

【特定非営利活動法人 移送サービスいせはら 退室】

(議長)

続いて、議題 2「道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請及び第 79 条の 7 に基づく変更登録申請について」協議いたします。

それでは、平塚市に事業所を置く、「一般社団法人 桜花」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの「一般社団法人 桜花」の申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

(委員)

変更申請の内容について、概要だけでなく詳細を教えてください。

(平塚市担当者)

大変失礼いたしました。変更内容につきましては、まず、法人の主たる事務所所在地が変更となっております。また、運送の対価は初乗り料金を設定し以降距離制としていましたが、距離制に変更となっております。

(委員)

それであれば、料金一覧表の分かりやすいところに「1km あたり 100 円とする」と記入した方がよろしいかと思えます。

記載方法については平塚市の事務局とよく話してください。

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花 (おうか)」から提出された道路運送法第 7

9条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請について、お諮りします。

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 桜花」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請について、承認とすることと決しました。では、「一般社団法人 桜花」を入室させてください。

【一般社団法人 桜花 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 桜花」から提出された、道路運送法第79条の6に基づく更新申請及び第79条の7に基づく変更登録申請については、承認いたします。

先ほど委員から意見のあったことについては、平塚市の担当とよく協議をお願いします。今後の手続きは、平塚市及び事務局の指示に従ってください。引き続き安全管理に努めてください。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

続いて、議題3の「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。

それでは、秦野市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【秦野市より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方はいますか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の方には御退席をお願いしまして、

これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人ハーモニーケア 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」から提出された道路運送法第79条の6による更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」を入室させていただきます。

【特定非営利活動法人 ハーモニーケア 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」が提出された道路運送法第79条の6による更新申請については、承認いたします。

引き続き安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人 ハーモニーケア 退室】

(議長)

引き続き、議題3の「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。

それでは、二宮町に事業所を置く、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【二宮町より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

運送の区域ですが、資料の運送区域の市町の中に旅客の名簿に記載のない市町があるようですが問題はないのでしょうか？

また資料の旅客名簿に記載されている内容と態様ごとの会員数の人数が一部違うようですが人数等は変更があるのでしょうか。

(委員)

法令上の取扱いでは、「旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること」と「運送を必要とする者の居住地及び行動の目的等に照らし合理的であり、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲であること」とされており、問題はないかと思われま

(委員)

当運営協議会においての過去の取扱いでは、旅客名簿に記載のある市町を運送の区域として設定してもらったという経緯があり、記載のある市町は当地区の運営協議会の区域ではないので変更等を行う必要はないが、当地区の申請の際には同じような取り扱いをしていただいた方がいいかと思

(事業者)

旅客名簿と態様ごとの会員数の人数の違いについては、資料の態様ごとの会員数が誤っているため修正をします。

(委員)

利用料金ですが、当地区の運賃ではなく小田原地区の運賃が比較対象として使用されてしまっています。また、現在小型車（タクシー）の料金は使用されてい

(二宮町担当者)

相模・鎌倉地域の料金表に変更したものを作成し、提出をさせていただきます。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人 サポートかけ橋 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」を入室させていただきます。

【特定非営利活動法人 サポートかけ橋 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請は、承認いたします。

今後も安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人 サポートかけ橋 退室】

続いて、議題4「第79条の7に基づく変更登録申請について」協議いたします。

それでは、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

利用料金に関してですが、登録を受けた他の地区の運営協議会の内容に金額を合わせているということは分かりましたが、おおむね半額を超えていますので内容を検討したほうがいいのではないのでしょうか。

また、資料に運行管理の責任者及び運行管理の責任者の代行者の記載がありますが、両者とも運送の区域内に住所がありません。運行管理マニュアルには「安全確保のために行う確認、指示は対面で行うこと」と記載されていますが、実施できるのでしょうか。それができないということであれば、人員配置の調整ができた段階で再度申請を行っていただいた方がいいかと思いますが。

(委員)

利用料金に関してはあくまで「概ね 1/2 の範囲内」なので、積算の根拠等があれば問題はないと考えます。

運送の対価の基準として「タクシーの上限運賃の概ね 1/2 の範囲内」という基準があるわけですが、1/2 を超えている事業者は他の地区にもあり、問題はないかと思えます。いずれにしても年度内に更新ですから、その時に金額の算定根拠等を提示するか、金額を修正していただくようにすればいいのではないのでしょうか。

運行管理の責任者及び運行管理の責任者の代行者については、湘南西部地区に在住の方がいるので、その方を運行管理の責任者の代行者としていただければ良いかと思えます。

利用希望者が既にいらっしゃるので、できれば再申請という形ではなく、今後修正していくという形にしたいと思えます。

(委員)

運送の料金については、他の委員の方が問題なければ協議会の意見として承認してよいと思えます。

(事業者)

運行管理の責任者の代行者については、ご指摘のとおり修正をさせていただきます。

(議長)

それでは、運行管理の責任者の代行者については、区域内にお住いの方に変更をお願いします。運送の対価につきましては、次回の更新時に算出根拠を提出するか、金額を修正していただくようお願いいたします。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について、お諮りします。

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請は承認とすることと決しました。では、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された、道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請については、承認いたします。また、先ほど委員から意見のあったことについては、平塚市の担当とよ

く協議をお願いします。

引き続き安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 退室】

(議長)

続いて、議題5「平成29年度福祉有償運送実績報告について」、説明を平塚市より建制順にお願いします。

(1) 平塚市より報告

- ア 特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ
- イ 一般社団法人 桜花
- ウ 特定非営利活動法人 あいえる
- エ 特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス
- オ 神奈川高齢者生活共同組合（たむら）
- カ 特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブかめさん

(2) 秦野市より報告

- ア 特定非営利活動法人 野の花ネットワーク
- イ 特定非営利活動法人 オンリーワン
- ウ 社会福祉法人 かながわ共同会
- エ 特定非営利活動法人 ハーモニーケア
- オ 特定非営利活動法人 秦野市リハビリテーション連絡会

(3) 伊勢原市より報告

- ア 特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング
- イ 神奈川高齢者生活協同組合（いたど）
- ウ 社会福祉法人 松友会
※運行管理マニュアルの変更について説明
- エ 特定非営利活動法人 ハイテンション

(4) 二宮町より報告

- ア 特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空
- イ 特定非営利活動法人 サポートかけ橋

(議長)

議題3その他 について、委員の皆様から何かございますか。

(事務局)

事務局から委員の皆様にご相談があります。

現在、湘南西部地区福祉有償運送運営協議会では、制度開始の平成 18 年度から平成 29 年度まで、若干抜けはあるものの、すべての資料が保存されています。事務局間の引継ぎ文書の量は、かなりの量となっているため文書に保存年限を設定したいと思っております。

県内他運営協議会の状況や、制度の更新の周期を考慮し、更新申請が一回り以上し（更新：3 年）かつ事務局市町が一周する 5 年を保存年限とさせていただきたいと考えております。

ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

（議長）

事務局から文書の保存期間の設定の相談がありました。何かご意見等ありますでしょうか。

（委員）

保存年限を設定する資料は紙ベースのものということでよろしいのでしょうか。インターネットのものはもう少し長く残してほしいです。

（事務局）

紙ベースの資料のみということで問題ありません。

（議長）

その他、ご意見等ありますでしょうか。

（議長）

ご意見等ないようでしたら、提案通り保存期間を設定するという形でよろしいでしょうか。（賛成多数）

（事務局）

ありがとうございます。今後の手続きにつきましては、事務局間で調整をさせていただきます。

（事務局）

今後の手続きについて、まず、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局から「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。

更新登録を行う事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1 か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、本日の会議録を添え、協議結果等について確認する書類を送付したことをお知らせする文書を送付いたします。

なお、今回の会議録は、要綱第8条第2項の規定により、公開することとなりますので、御承知おきください。

次の運営協議会は、11月から12月頃を予定しております。

以上でございます。

(議長)

委員の皆さまには長時間審議していただき、ありがとうございました。運営協議会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。